

平成26年11月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 森本達也

平成26年(ワ)第2号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成26年9月25日

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士 田 邊 一 隆

京都市

被 告 アイフル株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人支配人

主 文

- 1 被告は、原告に対し、260万0083円及びうち215万0320円に対する平成26年1月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、貸金業者である被告及び株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）との間の2個の継続的金銭消費貸借取引を引き直し計算すると、過払金が発生しているとして、ライフを承継した被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金合計260万0083円及びうち過払金元本合計215万0320円に対する最終取引日の後である平成26年1月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を求めたという事案である。

1 争いのない事実（当事者が争うことを明らかにしない事実を含む。）

(1) 被告は、平成23年7月1日、ライフを吸収合併した。

(2) 原告は、平成16年5月6日から平成24年4月19日までの間、貸金業者である被告との間で、金銭消費貸借基本契約に基づき、別紙計算書1の年月日欄、貸付金欄及び支払金欄記載のとおり、利息制限法所定の制限利率（以下「制限利率」という。）を超える利息の約定で金銭の借入と弁済を繰り返した（以下「アイフル取引」という。）。

(3) 原告は、平成11年9月22日から平成24年4月19日までの間、貸金業者であるライフ及びライフを承継した被告との間で、金銭消費貸借基本契約に基づき、別紙計算書2の年月日欄、貸付金欄及び支払金欄記載のとおり、制限利率を超える利息の約定で金銭の借入と弁済を繰り返した（以下「ライフ取引」という。）。

2 争点1（和解契約の成否）

(1) 被告の主張

原告は、平成24年7月13日、被告に連絡し、過払いを認識した上、債権債務がない旨の和解を希望し、被告は、同月23日、原告に対し、債権債務がない旨の和解をすれば、今後は相互に請求できないことを説明した上、原告と被告は、アイフル取引及びライフ取引（以下併せて「本件取引」という。）について、以下の内容で和解を口頭で合意したものであり、被告は、原告から和解書の送付希望を聴取した上、同月24日、原告に対し、和解書を送付しており、原告から和解書が未返送であるものの、和解契約は有効に成立している。また、原告は、被告に対し、取引履歴の開示を求めておらず、自らが過払金を算出することを放棄したものであり、原告に過払金を放棄する効果意思がなかったということとはできない。

① 原告は、被告に対し、被告と長期間取引をしており、過払いを認識したため、本件取引で発生したとされる過払金の請求、要請を行った。

- ② 原告と被告は、本件取引を制限利率で再計算すると、原告の過払いとなっていることを認識した。
- ③ 原告は、上記過払金を自ら算出することを放棄した。
- ④ 原告と被告は、本件取引について、本和解書で定めるほか、原告と被告間に何ら債権債務も存在しないことを相互に確認する。ただし、本和解以降といえども、本和解時点で被告が認識していないカード利用分（本和解前のカードショッピング利用分及び海外カードキャッシング利用分で本和解時点で被告の加盟店・提携会社等から被告に対し、売上請求がされていないものを指すが、これに限らない。）がある場合、被告は、原告に対し、当該利用分について請求することができる。
- ⑤ 原告は、被告に対する一切の請求（手続上の請求も含む。）を放棄する。
- ⑥ 本和解書の成立を証するため、原告と被告は、本和解書を2通作成し、各自署名捺印の上1通ずつ保管するものとする。
- ⑦ 原告と被告は、本和解書締結後10日以内に、本和解書に定めた事項について、書面（内容証明郵便）をもって異議の申立てをすることができるものとし、原告と被告いずれか一方から異議の申立てがあった場合には本和解書は当然に無効となるものとする。

(2) 原告の主張

原告は、被告に対し、過払いがあるはずであり、残債務を支払わないのであれば、和解する旨申し出たものの、被告から過払金の存否や額について告知を受けておらず、過払金の放棄の判断に必要な情報を持たずに和解を申し出たにすぎず、過払金を放棄する意思もなかったから、被告との間で和解交渉したにすぎず、被告の原告に対する和解書の送付は和解の申込みであり、原告は、被告から送付された和解書に署名押印することなく放置し、被告の申込みを拒絶しており、和解契約は成立していない。仮に原告と被告間の交渉により和解契約が成立したとの外観が認められるとしても、原告は、被告

から取引履歴の開示を受けておらず、過払金の存否や額も告知されていないところ、平成25年12月31日現在で過払金元本215万0320円及び過払利息44万9763円もの多額の過払金があるから、原告に過払金を放棄する効果意思は認められず、原告が被告に対して過払金を放棄することを要素とする和解契約は効果意思の欠缺により無効である。

3 争点2（期限の利益喪失の成否）

(1) 被告の主張

原告と被告間の金銭消費貸借基本契約には、約定弁済日に利息又は元本の支払を怠ったときは、被告から何ら通知催告がなくても、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を支払う旨の特約があるところ、原告は、平成24年8月21日、分割金の支払を怠り、期限の利益を喪失したから、同日以降の取引はすべて遅延損害金利率で計算されるべきである。

(2) 原告の主張

争う。

4 争点3（悪意の受益者該当性）

(1) 原告の主張

被告及びライフは、貸金業者であるから、制限利率を超える約定利息の超過部分が無効であり、これが貸付金元本に充当され、貸付金元本完済後の弁済が法律上の原因のない利得になることを知りながら取引しており、過払金の発生について悪意の受益者に該当する。貸金業者である被告及びライフは、貸金業法（旧貸金業の規制等に関する法律。以下単に「法」という。）43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がない限り悪意の受益者と推定されるところ、ライフを承継した被告は、取引の都度、原告に対し、法17条1項及び18条1項所定の書面を交付していた事実やこれらの書面を交付する一般的な業務態勢を立証していない。

(2) 被告の主張

【アイフル取引について】

① 基本契約書及び個別貸付書面について

被告は、法 17 条 1 項及び貸金業法施行規則（旧貸金業の規制等に関する法律施行規則。以下単に「規則」という。）13 条 1 項所定の記載事項のうち、貸付の金額について、基本契約書に極度額又は限度額を、取引の都度交付の個別貸付書面に貸付金額を記載していた。そして、被告は、返済期間及び返済回数、各回の返済期日及び返済金額について、平成 14 年 8 月末日の書式改訂以降、最終返済期限、残返済回数、各回返済期日、各回元金支払予定額を個別貸付書面に追記しており、基本契約書と個別貸付書面との補完関係が明確である以上、これらの書面の記載から債務者が自己の債務を明確に認識し、返済計画の参考とすることが可能であり、債務者の保護に欠けるところはない。また、被告は、元金定額返済方式のリボルビング契約を採用していたところ、元金定額返済方式のリボルビング契約は、債務者が個別貸付書面に記載された利用残高を利用し、今後追加借入をしないで最低弁済額を毎月の支払期日に弁済した場合、いつ残元利金が完済となるか把握することができ、完済までの期間の長さ等により自己の負担している債務の重さを認識し、漫然と借入を繰り返すことを避けることができる。したがって、これらの書面により確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載があり、被告は、法 17 条 1 項所定の記載要件を満たしていると認識していた（なお、アイフル取引は、平成 16 年 5 月 6 日から始まっているから、平成 14 年 8 月末日の書式改訂以前の記載についての被告の主張は、取り上げない。）。

② 受取書面について

被告は、受取書面について、法定記載要件に欠けるところはないが、法 18 条 1 項及び規則 15 条 1 項所定の記載事項のうち、平成 18 年 4 月 1

1日改正前の規則15条2項に基づき、契約年月日、貸付の金額、債務者の商号・名称又は氏名の記載を省略していたものの、最高裁判所平成18年1月13日判決（以下「平成18年判決」という。）以前、上記規則15条2項を有効とする下級審判決が多数存在し、また、同年4月末日、法18条1項所定の記載事項について書式を改訂したから、被告は、同項所定の記載要件を満たしていると認識していた。

③ 書面交付の態勢について

被告は、法令の改正及び最高裁判所判決の変遷の都度、誠実に対応し、顧客に交付する書面の書式を改訂し、顧客に対し、店頭窓口及びATMにおいて、法17条1項及び18条1項所定の記載要件を満たす書面を直ちに交付する態勢を整えていた。

④ 任意性について

被告は、平成18年判決以前、原告が制限超過部分を利息として任意に支払っていたと認識していた。被告のATMにおける利用フローは、入金に先立って、投入する金額が元本・利息・損害金のいずれに充当されるかを事前に知ることができ、その内訳を記載した明細書が即時に発行されるから、原告は制限超過部分を利息として任意に支払っていた。被告は、平成18年判決の前後を問わず、弁済が期限に遅滞した場合や約定弁済額に不足した場合であっても、直ちに一括弁済を請求しておらず、顧客毎の事情に応じて誠実に対応しており、制限超過利息を事実上強制するような状態は発生していない。被告は、平成18年判決後速やかに、平成18年6月25日、新規契約について、同月26日以降、既存分の切替契約について、それぞれ期限の利益喪失特約に制限利率を超えない範囲内の利息の支払を遅滞したときに限る旨付記し、すべての顧客に対し、取引の都度交付の法17条1項及び18条1項所定の書面にもその旨付記し、交付した。被告は、平成18年判決以降、顧客が平成18年判決を認識した上であえ

て制限超過利息を支払う可能性もあり、顧客の認識は別として、顧客が期限の利益喪失特約の存在により事実上強制されて制限超過利息を支払ったものではないと認識していた。したがって、被告は、原告が任意に制限超過利息を支払っていたと認識していた。

【ライフ取引について】

① 基本契約書について

平成18年判決以前、みなし弁済の成立要件を法の趣旨に鑑み、弾力的に解釈運用する緩和説も有力であり、法定要件の不備又は欠陥により債務者が不利益を被るか否か実質的に判断し、返済回数及び返済期限の記載を欠く場合であっても、みなし弁済の成立に問題はないとする裁判例や学説も相当数存在し、最高裁判所も厳格説に立ちつつ、貸金業者に不可能を強いることまでは否定し、契約の性質から可能な限りの法定記載事項に準じた記載をすれば、法17条1項所定の書面の要件を満たすものと認めているところ、ライフは、基本契約書について、ほぼ法定記載事項を充足しており、返済期間及び返済回数、各回の返済期日及び返済金額の記載が問題であるが、借主は、毎月最低1回、最低弁済額について弁済することが定められているから、少なくとも支払時期や支払額を認識することができ、また、残債務額の記載により最低弁済額どおり弁済を続けると、返済回数及び期間も計算可能であった。したがって、ライフは、以上の記載があれば、借主が自己の債務を明確に認識し、返済計画の参考とすることを可能にし、借主の利益を保護するという法17条1項の趣旨を満たしており、返済回数及び期間、各回の返済期日及び返済金額そのものを特定していなくても、同項所定の書面の法定記載事項を満たすものと解していた。

② 個別貸付書面について

ライフは、個別貸付書面について、システムの変更に応じて改訂し、ほぼ法定記載事項を充足しており、基本契約書による補完を要する項目があ

ること、借主の氏名・住所の記載が契約番号及びカード番号の記載により代替されていることが問題であるが、基本契約書と個別貸付書面との補完関係は、旧大蔵省銀行局長通達及び金融庁事務ガイドラインがこれを明確に認め、これを認める裁判例や学説等も相当数存在しており、基本契約書と個別貸付書面を併せ見ることにより借主が自己の債務の内容を把握することが可能であり、また、契約番号やカード番号は、個人情報及びプライバシー保護の趣旨に資し、借主が自ら使用したカードの番号又は基本契約書を見ることで容易に自己の取引であることが確認可能であり、法17条1項の趣旨に反しないから、同項所定の書面の法定記載事項に欠けるところはないと解していた。

③ 受取書面について

ライフは、受取書面について、法18条1項所定の法定記載事項を充足していた。ライフは、平成18年判決以降、平成18年4月11日の規則改正に伴い、速やかに契約年月日、貸付の金額を記載するようにシステムを変更した。

④ 任意性について

ライフは、法17条1項及び18条1項所定の書面について、従前これらの不備があるとの理由で行政処分等を受けたことはなかったから、金銭消費貸借取引について、顧客と特段のトラブルがなく、良好な関係が続いており、顧客が制限超過利息を任意に支払っていると認識していた。

【返還義務の範囲について】

- ① 以上のとおり、被告及びライフは悪意の受益者に該当しない。したがって、過払利息は発生せず、また、過払金から特別の出費である法人税等を控除した訴訟提起時の現存利益に限り返還義務を負う。
- ② 仮に被告及びライフが悪意の受益者に該当するとしても、利息を付すべき始期は訴状送達の日翌日である。

第3 争点に対する判断

1 争点1について

(1) 認定した事実

証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- ① 原告は、平成24年7月13日、被告に架電し、被告担当者に対し、過払いで弁護士に依頼するか検討中であり、過払いが発生するはずであるが、弁護士費用もあるので、債権債務がない旨の和解を希望すると述べた（甲3、乙7、8の1、9）。
- ② 被告担当者は、平成24年7月23日、原告に架電し、原告に対し、債権債務がない旨の和解をすれば、今後お互いに請求できなくなることを説明した上、本件取引について、原告から債権債務がない旨の和解の了承を得たため、原告に対し、被告の作成する和解契約書の内容を読み上げた上、和解契約書2通を送付するので、署名押印した1通を返送するように依頼した（乙7、8の1、9）。
- ③ 被告担当者は、平成24年7月24日、原告に対し、原告と被告間の金銭消費貸借関係に基づく本件取引について、同月23日付けで、以下のとおり和解した旨記載された和解書（以下「本件和解契約書」という。）2通を送付した（甲3、乙1、7、8の1、9）。

第1項 原告は、被告に対し、被告と長期間取引をしており、過払いを認識したため、本件取引で発生したとされる過払金の請求、要請を行った。

第2項 原告と被告は、本件取引を制限利率で再計算すると、原告の過払いとなっていることを認識した。

第3項 原告は、上記過払金を自ら算出することを放棄した。

第4項 原告と被告は、本件取引について、本和解書で定めるほか、原告と被告間に何ら債権債務も存在しないことを相互に確認する。ただし、本和解以降といえども、本和解時点で被告が認識していないカード利用

分（本和解前のカードショッピング利用分及び海外カードキャッシング利用分で本和解時点で被告の加盟店・提携会社等から被告に対し、売上請求がされていないものを指すが、これに限らない。）がある場合、被告は、原告に対し、当該利用分について請求することができる。

第5項 原告は、被告に対する一切の請求（手続上の請求も含む。）を放棄する。

第6項 本和解書の成立を証するため、原告と被告は、本和解書を2通作成し、各自署名捺印の上1通ずつ保管するものとする。

第7項 原告と被告は、本和解書締結後10日以内に、本和解書に定めた事項について、書面（内容証明郵便）をもって異議の申立てをすることができるものとし、原告と被告いずれか一方から異議の申立てがあった場合には本和解書は当然に無効となるものとする。

④ 原告は、平成24年7月24日ころ、本件和解契約書を受領したが、これを被告に返送しなかった（甲3）。

(2) ところで、確かに、上記(1)認定のとおり、原告は、被告に対し、本件取引について、過払金を認識した上、債権債務がない旨の和解を了承したことが認められる。しかし他方、上記(1)認定のとおり、被告は、原告に対し、被告の作成する和解契約書2通を送付するので、署名押印した1通を返送するように依頼した上、本件和解契約書2通を送付したこと、本件和解契約書第6項には、「本和解書の成立を証するため、原告と被告は、本和解書を2通作成し、各自署名捺印の上1通ずつ保管するものとする。」旨定められていたことが認められ、また、本件和解契約書は、諸々の和解条項が列举され、末尾に原告の署名押印欄があるという体裁であるところ、このような和解の場合、社会通念上、原告と被告は、原告の本件和解契約書への署名押印及び原告から被告への本件和解契約書の返送によりはじめて原告と被告間に和解契約が成立すると解するのが相当である。

(3) そうすると、上記(1)認定のとおり、原告は、被告に対し、本件和解契約書を返送しなかったことが認められる以上、本件和解契約書の内容で原告と被告間の和解契約は未だ成立しておらず、原告と被告が債権債務がない旨の和解を了承するなどのやり取りをした経過のみでは、未だ原告と被告間に本件和解契約書の内容で和解契約が成立したことを認めることはできない。

(4) したがって、その余について判断するまでもなく、原告と被告間に和解契約は成立しておらず、原告は、被告に対し、過払金に係る不当利得返還請求権を行使することができるのと解するのが相当である。

2 争点2について

(1) 被告は、アイフル取引について、みなし弁済を主張しない。

(2) そして、アイフル取引を制限利率で引き直し計算すると、過払利息を付するか否かは別として、平成19年4月18日以降、過払いの状態が継続していることが認められ、平成24年8月21日時点で既に貸付金残金は存在しないから、原告が同日に分割金の支払を怠ったことを認めることはできない。

(3) したがって、アイフル取引について、原告が期限の利益を喪失したことを認めることはできない。

3 争点3について

(1) 被告は、本件取引について、みなし弁済を主張しない。

(2) アイフル取引について

① そして、被告は、平成16年5月6日付け金銭消費貸借基本契約書兼告知書（乙2の1，2の2。以下「本件基本契約書」という。）並びに平成20年8月18日及び同年7月18日付け融資及び返済に係るATMジャーナル4通（乙3の1～3の4）を証拠として提出し、融資及び返済に係るATMジャーナルの記載事項を説明するATM取引明細票項目説明シート（乙4，5）を証拠として提出する。

② 確かに、本件基本契約書及び融資に係るATMジャーナル2通（乙3の

1, 3の3。以下「本件ジャーナル」という。)には、返済期間及び返済回数、各回の返済期日及び返済金額に代わるものとして、毎回の元金支払額、返済回数、最終支払期限及び支払期日(本件基本契約書)並びに利用残高、次回返済金額、次回返済期日、残返済回数、各回返済期日、各回元金支払予定額及び最終返済期限(本件ジャーナル)が記載されている。

③ しかし、本件基本契約書及び本件ジャーナルには、毎回の元金支払額(本件基本契約書)並びに次回返済金額及び各回元金支払予定額(本件ジャーナル)の記載はあるものの、経過利息を含めた各回の返済金額の記載はないところ、証拠(甲1、乙2の1、2の2)及び弁論の全趣旨によれば、原告と被告間の金銭消費貸借取引における約定利率は年28.835%であったことが認められ、約定利率に基づく各回の経過利息は相当額に上るというべきであり、経過利息を含めた各回の返済金額の記載がなければ、完済時期はともかく、借主が各回の返済金額、ひいては返済金額の総額を容易に把握することはできず、借主が自己の債務の状況を認識し、返済計画を立てることは困難であるというべきである。

④ そうすると、ジャーナルの内容がそのまま個別貸付書面に記載されているとしても、経過利息を含めた各回の返済金額の記載がない以上、被告の基本契約書及び個別貸付書面の記載だけでは、法17条1項所定の書面に返済期間、返済金額等の記載をすることを求めた同項6号及び規則13条1項1号チの趣旨・目的が十全に果たされるものではないことは明らかである反面、被告が確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載をすることは可能であり、かつ、その記載があれば、借主は、個々の借入の都度、今後、追加借入をしないで、毎月の返済期日にいくらずつ返済していった場合、残元利金がいくらで完済になるのかを把握することができ、完済までの返済金額の多さ等によって、自己の負担している債務の重さを認識し、漫然と借入を繰り返すことを避けることができるのであるから、そ

の記載をすることが上記法令の趣旨・目的に沿うものであることは、貸金業者である被告において認識し得たというべきである。

- ⑤ したがって、経過利息を含めた返済金額の記載がない以上、被告の基本契約書及び個別貸付書面に確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載があったことを認めることはできない。

(3) ライフ取引について

被告は、ライフの基本契約書及び個別貸付書面について、ライフ取引に係るもののみならず、これらのひな型も一切証拠を提出していないから、上記各書面の記載内容は明らかになっておらず、ライフの上記各書面に確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載があったことを認めることはできない。

- (4) したがって、その余について判断するまでもなく、貸金業者である被告及びライフが、本件取引の全期間を通じて、制限超過部分の受領について、法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があったことを認めることはできず、被告及びライフは、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定される。

- (5) そうすると、ライフを承継した被告は、本件取引について、原告に対し、民法704条に基づき、過払金元本全額に年5分の割合による利息を付して返還する義務を負うと解するのが相当である。

- (6) また、金銭消費貸借の借主が制限利率を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を貸付金元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条に基づき、過払金発生時から同条の利息を支払わなければならない、このことは、金銭消費貸借が、貸主と借主間で継続的に金銭の借入と弁済が繰り返される旨の基本契約に基

づくものであり、基本契約において、過払金が発生した当時、他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものであった場合でも異なることはないから、同条の利息は、個々の過払金発生時から発生すると認めるのが相当である。

4 引き直し計算について

- (1) 以上に基づき、本件取引を制限利率で引き直し計算すると、別紙計算書1及び2記載のとおり、平成25年12月31日時点で過払金元本合計215万0320円及び過払利息合計44万9763円が発生していたことが認められる。
- (2) したがって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金合計260万0083円及びうち過払金元本合計215万0320円に対する最終取引日の後である平成26年1月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を求めることができる。

5 結論

よって、原告の請求は理由があるので認容することとし、訴訟費用について民事訴訟法61条を、仮執行宣言について同法259条1項をそれぞれ適用し、主文のとおり判決する。なお、仮執行免脱宣言及び始期付仮執行宣言は相当でないのでこれらを付さないこととする。

山口地方裁判所周南支部

裁 判 官 河 本 寿 一

これは正本である。

平成26年11月14日

山口地方裁判所周南支部

裁判所書記官 森 本 達 也

